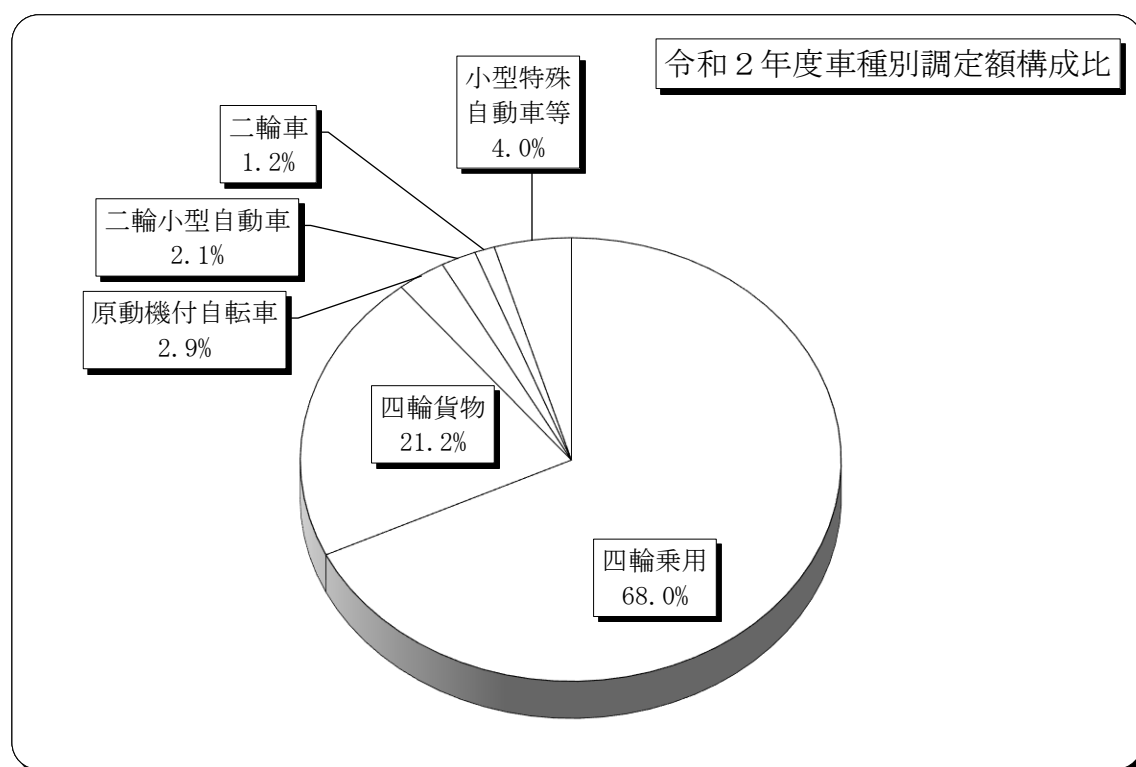


# VI 諸 税

## 1 軽自動車税（種別割）課税の台数及び調定額の推移

車 種	年 度 区 分	30		元		2		
		台 数 (台)	調定額 (千円)	台 数 (台)	調定額 (千円)	台 数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付 自 転 車	総排気量50cc以下	2,293	4,586	2,175	4,350	2,029	4,058	
	〃 50cc超～90cc以下	219	438	212	424	201	402	
	〃 90cc超～125cc以下	296	710	312	749	323	775	
	ミニカー	51	189	54	200	60	222	
	小 計	2,859	5,923	2,753	5,723	2,613	5,457	
軽自動車 及 び 小型特殊 自 動 車	一 般	二 輪 車	625	2,250	611	2,200	621	2,236
		三 輪 車	1	5	1	5	1	5
		四 輪 乗 用	13,399	119,480	13,496	123,894	13,453	127,363
		四 輪 貨 物	8,117	39,645	8,147	40,086	7,989	39,702
	農 耕 用 特 殊 作 業 用	農 耕 用	2,291	5,498	2,305	5,532	2,328	5,587
		特 殊 作 業 用	483	2,850	488	2,879	513	3,027
		専ら雪上を走行するもの	1	4	1	4	1	4
	小 計	24,917	169,732	25,049	174,600	24,906	177,924	
二 輪 の 小 型 自 動 車		666	3,996	660	3,960	656	3,936	
合 計		28,442	179,651	28,462	184,283	28,175	187,317	

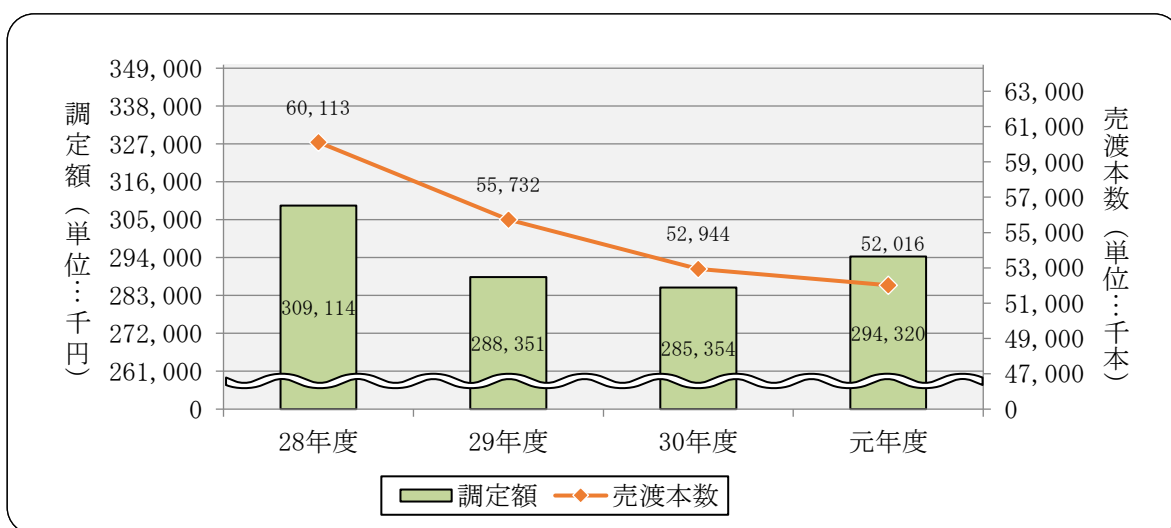
課税状況調による



## 2 市たばこ税の推移

年度	28	29	30	元
区分				
売渡本数 (本)	60,112,593	55,731,813	52,943,708	52,015,672
調定額 (円)	309,114,176	288,351,220	285,354,032	294,319,703

- 平成18年 7月1日改正 紙巻たばこ等 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本
- 平成22年10月1日改正 紙巻たばこ等 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本
- 平成25年 4月1日改正 紙巻たばこ等 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本
- 平成28年 4月1日改正 紙巻たばこ等 5,262円/1,000本 旧3級品 2,925円/1,000本
- 平成29年 4月1日改正 紙巻たばこ等 5,262円/1,000本 旧3級品 3,355円/1,000本
- 平成30年 4月1日改正 紙巻たばこ等 5,692円/1,000本 旧3級品 4,000円/1,000本
- 令和元年10月1日改正 紙巻たばこ等 5,692円/1,000本 旧3級品 5,692円/1,000本



## 3 入湯税の推移

年度	28	29	30	元	
区分					
調定額 (円)	11,036,650	10,958,300	10,237,150	9,492,030	
入湯者数 (人)	231,345	229,417	214,723	221,156	
内訳	課税者数 (人)	218,137	217,046	202,839	205,553
	課税免除者数 (人)	13,208	12,371	11,884	15,603

- 平成26年 4月1日改正 日帰り入湯客 : 100円/1人・回 → 50円/1人・回
- 令和元年10月1日改正 日帰り入湯客 : 50円/1人・回 → 40円/1人・回

